

事例3-④	
件名	浄化槽清掃業の許可期間
改善の方向	環境省は、浄化槽清掃業の許可期間について、浄化槽清掃業者が兼業する場合のある一般廃棄物収集運搬業者や浄化槽保守点検業者の許可期間を踏まえ、2年以上の期間の設定が可能であるとの情報提供を行う必要がある。
意見・要望等	浄化槽清掃業の許可期間が短いため、申請書及び添付書類の作成や取得に相当な負担感があり、延長してほしい。  (浄化槽清掃事業者)
府省名	環境省
関係法令名	浄化槽法（昭和58年法律第43号） 環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号。以下「浄化槽法施行規則」という。）
調査結果	<p>[制度の概要]</p> <p>浄化槽清掃業を営もうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない（浄化槽法第35条第1項）こととされ、当該許可には、期限を付し、又は生活環境の保全及び公衆衛生上必要な条件を付することができる（同法第35条第2項）こととされている。</p> <p>また、当該許可の申請に当たっては、申請書及び添付書類を市町村長に提出しなければならない（同法第35条第3項）、この添付書類は、法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書（個人である場合には、その住民票の写し）、申請者及び役員が同法第三十六条第二号に定める欠格事項に該当しない旨を記載した書類、浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能等の証明、その他市町村長が必要と認める書類となっている（浄化槽法施行規則第10条）。</p> <p>[問題となる実態等]</p> <p>平成25年3月末現在の浄化槽清掃業者は、表のとおり、5,386業者となっている。</p> <p>また、浄化槽清掃業者は、表のとおり、浄化槽の清掃作業により、槽内の汚泥、汚物等を引出し、運搬するため、別途、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第7条に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている者が多く、兼業率は95%となっている。さらに、浄化槽の保守点検を行う浄化槽点検業者との兼業率も68.8%となっている。</p> <p style="text-align: center;">↓</p>

表 浄化槽清掃業者の兼業状況と許可・登録期間

区 分	業者数	許可・登録期間
浄化槽清掃業者	5,386	市町村長の定める期間 (浄化槽法35条第2項)
うち一般廃棄物収集運搬業者(兼業率)	5,114 (95.0%)	2年(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第4条の5)
うち浄化槽保守点検業者数(兼業率)	3,704 (68.8%)	5年以内の期間(浄化槽法第48条第2項)

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 業者数は、平成25年3月現在。  
 3 浄化槽清掃業者のうち、一般廃棄物収集運搬業者、浄化槽保守点検業者に、それぞれ兼業するものも含まれるため、内訳の合計とこれらの総数とは一致しない。

調査した13市町村の浄化槽清掃業の許可期間をみると、2年が8市町村と最も多く、次いで3年が3市町村、1年が2市町村となっており、2年とした市町村は一般廃棄物収集運搬業の許可期間、3年とした市町村は浄化槽保守点検業の登録期間と同じ期間で設定したとしている。

しかし、許可期間を1年としている1市町村においては、許可期間を1年としなければいけない理由はないとしており、また、平成9年12月に廃棄物処理法が改正され一般廃棄物収集運搬業の許可期間が1年から2年に延長された際に、浄化槽清掃業の許可期間の延長も考えたが、県からの事務連絡で「浄化槽清掃業許可の更新については、根拠法令が浄化槽法であるので、改正の対象とはならない。」とされていたため、延長しなかったとしている。

また、浄化槽清掃業の許可期間が1年間である2市町村の許可申請の手数料をみると、1市町村では6,000円、1市町村は3,000円となっており、添付書類についても、浄化槽法施行規則第10条で明記された3種類のほか、市町村長が認める添付書類として証明に費用が発生する法人税納税証明書、印鑑登録証明書等を求めている。

上記調査結果のとおり、同じ浄化槽の清掃が目的であるにもかかわらず、市町村により浄化槽清掃業の許可期間が異なっており、市町村によって頻繁に更新手続を行わなければならないのは不公平であると考えられる。また、許可期間が短い市町村の事業者においては、申請手数料や添付書類の作成及び取得の手間や手数料などの面でより多くの負担が生じている。